

御社の「人材」を「人財」に変えるお手伝いをいたします

office TOKEN TOKEN 通信

2025/No.1

東京都目黒区原町2-13-2

特定社会保険労務士 田邊 武範
行政書士

TEL 03-3714-6916 FAX 03-3715-5163

URL . <http://www.office-token-sr.com/>

E-mail . tanabe@office-token-sr.com



① 令和7年4月から雇用保険「育児時短就業給付金」が創設されます

仕事と育児の両立支援の観点から、育児中の柔軟な働き方として時短勤務制度を選択しやすくすることを目的に、**2歳に満たない子を養育するために時短勤務**をした場合に、時短就業前と比較して賃金が低下するなどの要件を満たすときに支給する給付金です。

(1) 支給要件

- ① **2歳未満の子を養育**するために、育児時短就業する雇用保険の被保険者であること
- ② 育児休業給付の対象となる**育児休業から引き続いて、育児時短就業を開始**したこと
又は**育児時短就業開始日前2年間に、被保険者期間が12ヶ月以上**あること

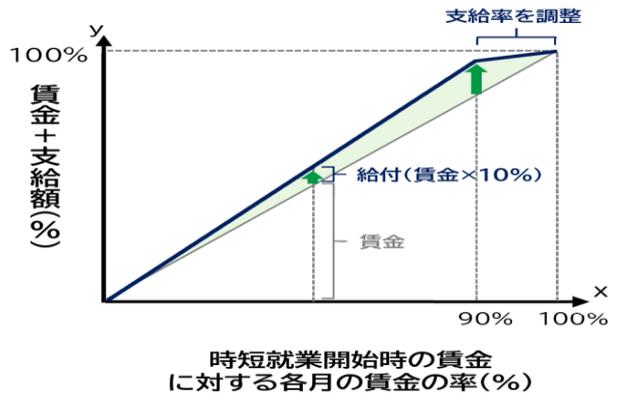
上記支給要件①、②に加えて、次の③～⑥の要件をすべて満たす月について支給します。

- ③ 初日から末日まで続けて、雇用保険の被保険者である月
- ④ **1週間あたりの所定労働時間を短縮して就業した期間がある月**
- ⑤ 初日から末日まで続けて、育児休業給付又は介護休業給付を受給していない月
- ⑥ 高年齢雇用継続給付の受給対象となっていない月

(2) 支給金額・支給率

原則、育児時短就業中に支払われた賃金額の10%相当額
(育児時短開始時の賃金水準を超えないように調整)

《支給額のイメージ》



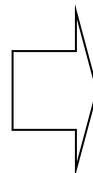
なお、次の①～③の場合、給付金は支給されません。

- ① 支給対象月に支払われた賃金額が育児時短就業前の賃金水準と比べて低下していないとき
- ② 支給対象月に支払われた賃金額が支給限度額(459,000円 R7/4/1 現在)以上であるとき
- ③ 支給額が最低限度額(2,295円 R7/4/1 現在)以下であるとき

② 令和7年3月分(4月納付分)から協会けんぽの保険料率が改定されます。

令和7年度の協会けんぽの健康保険料率及び介護保険料率は**本年3月分(4月納付分)**からの適用です。

	令和7年2月まで
健康保険料率(東京支部)	9,98%
健康保険料率(神奈川支部)	10,02%
健康保険料率(埼玉支部)	9,78%
健康保険料率(千葉支部)	9,77%
健康保険料率(栃木支部)	9,79%
健康保険料率(群馬支部)	9,81%
健康保険料率(茨城支部)	9,66%
介護保険料率	1,60%



令和7年3月～
9,91%
9,92%
9,76%
9,79%
9,82%
9,77%
9,67%
1,59%

給与計算の際は控除する保険料の金額にご注意ください。

③ 令和7年4月から雇用保険「出生後休業支援給付金」が創設されます

共働き・共育てを推進するため、子の出生直後の一定期間に、両親ともに（配偶者が就労していない場合などは本人が）、14日以上育児休業を取得した場合に、出生時育児休業給付金または育児休業給付金と併せて「**出生後休業支援給付金**」を最大28日間支給します。

(1) 支給要件

- ・雇用保険被保険者が、**対象期間(※)**に、同一の子について、出生時育児休業給付金が支給される産後パパ育休又は育児休業給付金が支給される育児休業を通算して**14日以上取得**したこと。
- ・雇用保険被保険者の配偶者が、「子の誕生日又は出産予定日のうち早い日」から「子の誕生日又は出産予定日のうち遅い日から起算して8週間を経過する日の翌日」までの期間に通算して**14日以上育児休業を取得**したこと、又は、子の誕生日の翌日において「配偶者の育児休業を要件としない場合」（配偶者がいない又は無職等）に該当していること

※対象期間とは…

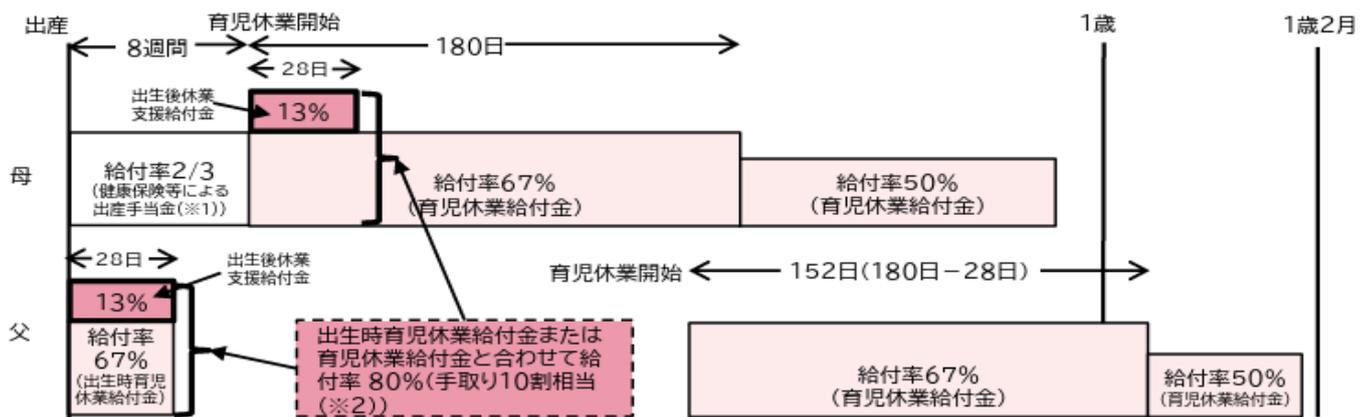
主に父親の場合－「子の誕生日または出産予定日のうち早い日」から「子の誕生日または出産予定日のうち遅い日から起算して8週間を経過する日の翌日」までの期間

主に母親の場合－「子の誕生日または出産予定日のうち早い日」から「子の誕生日または出産予定日のうち遅い日から起算して16週間を経過する日の翌日」までの期間

(2) 支給金額

$$\text{休業開始時賃金日額} \times \text{休業日数} (28 \text{日が上限}) \times 13\%$$

《支給額のイメージ》



※1－出産手当金は健康保険の給付になります

※2－育児休業中は社会保険料が免除となるため、休業開始時賃金日額の80%の給付率で手取り10割相当の給付となります。ただし、休業開始時賃金日額には上限額(15,690円 R7/4/1 現在)がございます。

④ 令和7年度雇用保険料率のお知らせ

令和7年度の雇用保険料率につきましては**前年より労働者負担、事業主負担共に引き下げ**となります

	労働者負担	事業主負担	雇用保険二事業の		雇用保険料率
			失業等給付の 保険料率	保険料率	
一般の事業	5, 5/1000	9/1000	5, 5/1000	3, 5/1000	14, 5/1000
農林水産 清酒製造の事業	6, 5/1000	10/1000	6, 5/1000	3, 5/1000	16, 5/1000
建設の事業	6, 5/1000	11/1000	6, 5/1000	4, 5/1000	17, 5/1000